

# 戸籍に関する証明書の郵送請求書

三原市長 様

令和 年 月 日

## どなたの証明が必要ですか

本 籍	広島県三原市		
ふりがな 筆頭者の氏名	生年月日	明治・大正 昭和・平成・令和	年 月 日
ふりがな 必要な人の氏名	生年月日	明治・大正 昭和・平成・令和	年 月 日

## 何が必要ですか

戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)	450円	通	※提出先から内容について指定があった場合は詳しくご記入ください。 例：〇〇の出生から死亡までのもの、〇〇と△△の続柄がわかるもの など ※ほかに特記事項があればご記入ください。	
戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本)	450円	通		
除籍全部事項証明書 (除籍謄本)	750円	通		
除籍個人事項証明書 (除籍抄本)	750円	通		
改製原戸籍謄本	750円	通		
戸籍の附票(全員)	200円	通	附票への記載が必要な場合は必ずチェックを入れてください。 (チェックがない場合は記載されません) <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録地	証明が必要な住所があれば必ずご記入ください。 住所① _____ 住所② _____ 住所③ _____ (除票となって5年経過した戸籍の附票および住民票は、交付することができません)
戸籍の附票(個人)	200円	通		
身分証明書	200円	通		
その他 ( )				

※直近2週間以内に戸籍届出を行った場合は、届出種類・届出年月日・届出先を必ず記入してください。

届出種類	( ) 届	届出年月日	令和 年 月 日	届出先	( ) 役所
------	-------	-------	----------	-----	--------

## 何に使用しますか(使用目的)

相続・パスポート・年金・資格試験・その他( )
-------------------------

## どなたが請求されますか

住 所	〒		
ふりがな 氏 名	印	生年月日	明治・大正 昭和・平成・令和 年 月 日
電話番号	屋間連絡がとれる電話番号を必ず記入してください。 (自宅・勤務先・携帯) TEL — —		必要な人との続柄 ※関係が確認できないときは戸籍謄本等が必要な場合があります

◎第三者請求の場合は、根拠となる資料を添付してください。

## 郵送による請求方法

戸籍、身分証明書は本籍地の市区町村へ、住民票は住所地の市区町村へ次の書類をそろえてご請求ください。（日数に余裕をもって請求してください。）

- ① 戸籍に関する証明書の請求書
- ② 手数料  
定額小為替（郵便局で販売しています。切手や収入印紙では受付できません。）
- ③ 返信用封筒（切手を貼って住所、氏名を記入したもの）  
送付先は住民登録地となります。住所地以外には送付できませんので、ご注意ください。  
お急ぎの場合は、返信用封筒を速達でご準備ください。
- ④ 申請者の本人確認書類  
運転免許証の写し、マイナンバーカードの写し、健康保険証の写しなど  
本人確認書類の返却を希望される方は、その旨記載してください。
- ⑤ 必要な人と請求者の関係が記載された戸籍謄抄本など（三原市の戸籍や住民票で確認できる場合は必要ありません）

### 請求者と委任について

各種証明書を請求することができるのは次の方です。

戸籍請求・・・本人または配偶者、直系血族（祖父母、父母、子、孫など）の方  
自己の権利行使・義務履行にあたり、戸籍が必要となる方など

身分証明書・・・本人または配偶者、直系血族（祖父母・父母・子・孫）の方

住民票・・・本人または同一世帯の方  
自己の権利行使・義務履行にあたり、住民票が必要となる方など

**上記の方以外が請求するときは委任状が必要です。**

### 戸籍の電算化について

三原市では、次のとおり戸籍を電算化しました。

旧三原市 平成8年3月30日

旧本郷町 平成9年3月22日

旧久井町 平成8年10月26日

旧大和町 平成16年12月4日

この日までに、死亡や婚姻などでその戸籍から除かれている方は、改製後の戸籍には記載されません。

※三原市以外の市区町村に請求される場合について、手数料は市区町村によって異なりますので、本籍地の市区町村にお問い合わせください。

お問い合わせ先

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

三原市役所生活環境部市民課

TEL 0848-67-6262

FAX 0848-67-6062